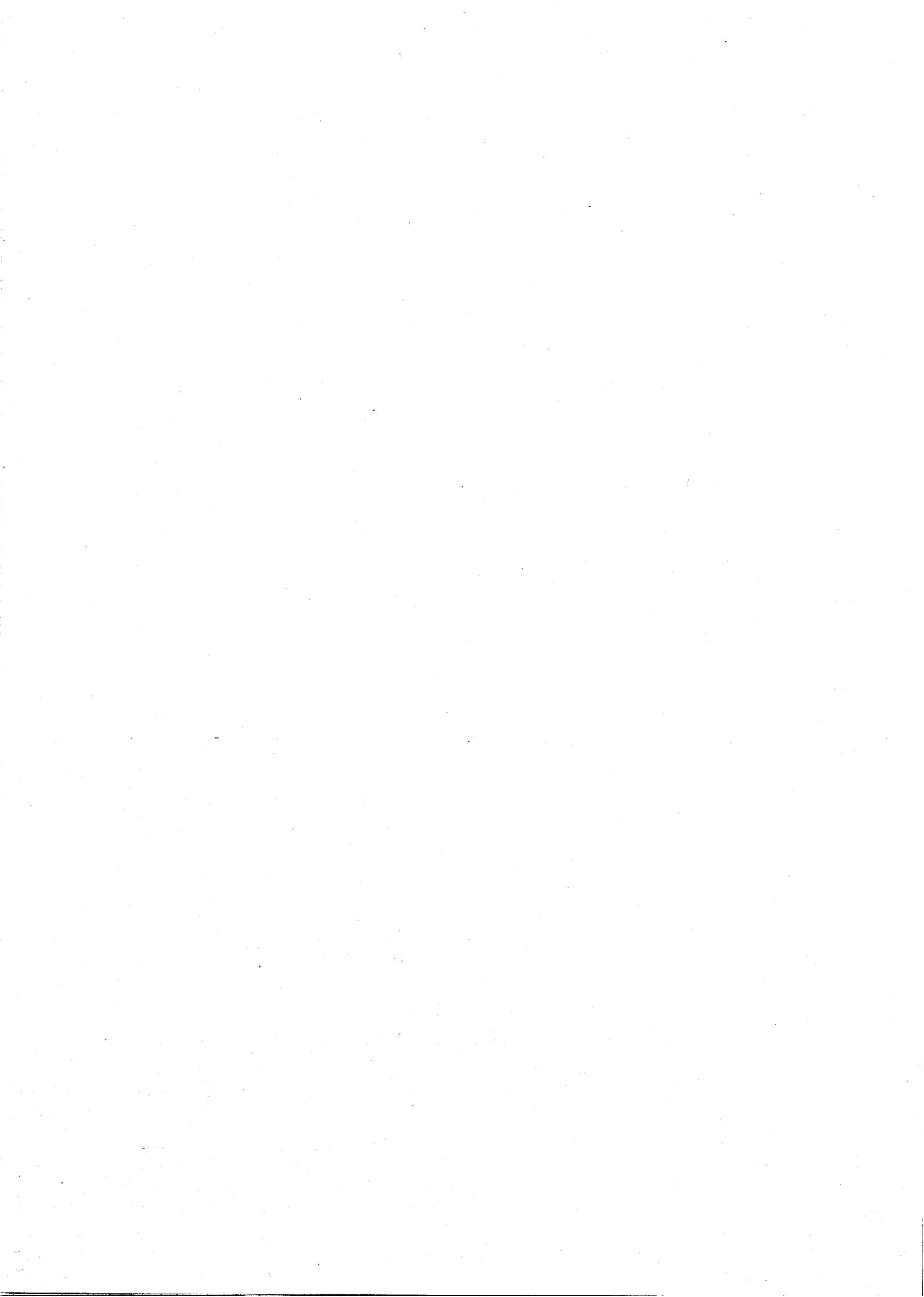


各地域における取組の状況

1. 北海道 … 1 頁
2. 青森県 … 5 頁
3. 埼玉県 … 15 頁
4. 富山県 … 21 頁
5. 静岡県 … 25 頁
6. 滋賀県 … 29 頁
7. 岡山県 … 33 頁
8. 香川県 … 37 頁
9. 鹿児島県 … 43 頁
10. 北九州市 … 53 頁

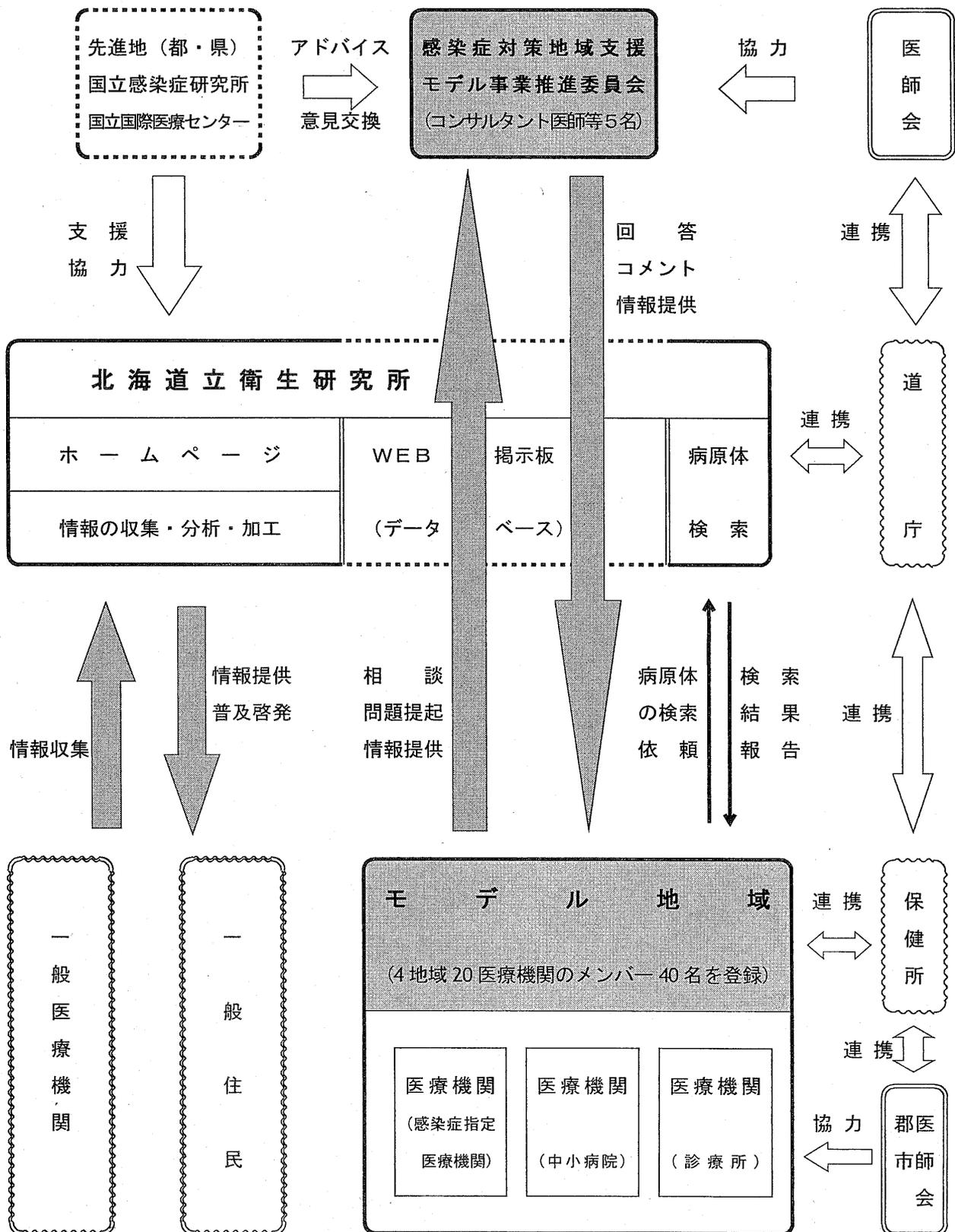
※ 事務局において把握しているものであり、すべての自治体における取組の状況を網羅したものではない。



1. 北 海 道

事業名	感染症対策地域支援モデル事業	北海道
目的	近年、SARS等の海外における感染症の発生や若年層の性感染症の増加などから、予防法や治療法に関する情報提供や正しい知識の普及啓発等が求められていることから、地域の医療機関とICD（感染制御医）等の専門家による感染症対策地域支援ネットワークを構築し、積極的な情報提供を行うことにより、地域における感染症対策の推進を図ることを目的とする。	
事業概要	<p>医療機関と専門家の連携による地域における感染症対策の推進を図るため、</p> <p>① WEB 掲示板（インターネットによる情報交換用の電子掲示板）による感染症情報の発信及びデータベース化</p> <p>② 地域における感染症対策会議の実施</p> <p>③ 感染症対策に係る病原体検査の実施</p> <p>④ 感染症情報の収集、分析、加工及び提供</p> <p>⑤ ホームページによる一般住民及び医療機関への普及啓発等の事業を行う。（別添資料参照）</p>	
事業年次	平成15年度から平成17年度まで（3ヶ年）	
事業内容及び実績	<p>1 感染症対策地域支援ネットワーク推進委員会の設置（平成15年度） 相談対応を行うICDを中心とした5名のコンサルタント医師等による推進委員会を設置 (1) 委員数：5名 (2) 内 訳：医師3名、看護師1名、薬剤師1名</p> <p>2 モデル地域の選定及びメンバー登録（平成15年度） モデル地域における医療機関を選定し、感染症対策を行う医師及び看護師等をメンバー登録 (1) モデル地域：室蘭、苫小牧、浦河、静内保健所管内（計4地域） (2) 登録数：20医療機関（計42名）</p> <p>3 地域における感染症対策会議（平成15年度） メンバーによる打合せ会議を開催し、ネットワークの推進に向けた課題等を検討 (1) 開催場所：室蘭市、苫小牧市、浦河町及び静内町 (2) 開催数：4回（1回／1地域）</p> <p>4 厚生労働省等との打合せ及び先進地の調査（平成15年度～16年度） 事業の実施に当たって厚生労働省等と打合せを行うとともに、院内感染対策に係る先進地等における対策状況調査を実施 (1) 厚生労働省等との打合せ ア 参集者：厚生労働省、国立感染症研究所、国立国際医療センターほか イ 回数：3回 (2) 先進地調査 ア 調査先：東北大学病院（宮城県）、産業医科大学（福岡県）、国立感染症研究所、国立国際医療センター（計4ヶ所） イ 回数：4回（1回／1施設）</p> <p>5 システムの開発及び稼働（平成15年度～16年度） WEB掲示板を用いた情報交換システムを開発 (1) システムの開発及び設置 ア システム名：北海道感染症対策地域支援ネット イ システム内容：電子掲示板の構築、発信者の匿名化、発信情報のデータベース化 ウ 設置場所：北海道立衛生研究所（札幌市） (2) システムの稼働 ア 登録メンバー (イ) 内容：メンバーは本システム上のWEB掲示板に参加し、感染症対策に係る相談及び問題提起等を投稿するとともに、地域における感染症の発生状況や対処に関する情報を提供 (イ) 相談数：22件 イ 推進委員会委員 (イ) 内容：委員はWEB掲示板上で相談等に対するコメント及び回答を投稿 (イ) 回答数：12件</p> <p>6 ネットワーク推進委員会打合せ会議（平成16年度） 推進委員による打合せ会議を開催し、本事業の推進方策を検討した。 (1) 開催場所：北海道立衛生研究所（札幌市） (2) 開催数：1回</p> <p>7 地域における研修会の実施（平成16年度） モデル地域の医療従事者を対象とした感染症対策研修会を開催 (1) 開催場所：室蘭市及び浦河町 (2) 開催数：2回（1回／1地域）</p>	

感染症対策地域支援モデル事業のフロー図



2. 青 森 県

平成16年12月22日

青森県健康福祉部保健衛生課

院内感染対策地域支援ネットワークについて

- 本県では、当該事業について「青森県院内感染対策支援事業実施要綱」を制定し、平成15年度から実施している。〈別紙参照〉
- 当該事業の実施に当たり、事務局を「社団法人青森県医師会」に置き、県が県医師会に委託する方法で事業を進めていくこととしたものである。
- 現在、県医師会に「院内感染相談窓口」を設置しており、今年度は約20件の相談が寄せられている。〈別紙参照〉
- 今年度は、県医師会において県内の医療機関や福祉施設の看護職員を対象に、「青森県院内感染対策支援ネットワーク看護職員研修会」を県内3か所それぞれ3回実施し、院内感染に関する知識の普及を図っている。〈別紙参照〉

青森県院内感染対策支援事業実施要綱

1. 目的

院内感染を予防するため、院内感染の専門家で構成する青森県院内感染対策委員会を開催し、院内感染について日常的に相談に応じるとともに、院内感染に関する知識の普及等、地域における院内感染対策を推進する体制の整備を目的とする。

2. 事業内容

- 1) 地域の院内感染の専門家からなる青森県院内感染対策委員会を設置・運営する。
 - ① 委員会は、院内感染に精通した県内の医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師を含む専門家等有識者10名程度で構成する。
 - ② 上記メンバーへの指導・助言・教育を目的に、日本を代表する院内感染の専門家2～3名を顧問としておくことができる。
 - ③ 青森県院内感染対策委員会の議長は、委員の互選とする。
 - ④ 委員の任期は3年とする。
 - ⑤ 委員会の開催は、年2回を定例とし、その他必要に応じ、議長が招集する。
 - ⑥ 会議に要する費用は別添に定める。
- 2) 地域の医療機関（特に中小病院、診療所、福祉施設等）から院内感染対策予防等に関する相談について日常的に対応する。
- 3) 地域の医療機関において発生した院内感染対策事例の収集、解析、評価を行い今後の院内感染予防対策に役立てる。また、全国的に今後の対策に有効な事例について、匿名化した上で国（院内感染中央会議等）に情報提供する。
- 4) 院内感染予防等に関する新たな知見や必要な情報を収集し、青森県院内感染対策委員会においてその情報を分析し、地域の医療機関にその分析結果を還元する。
- 5) 地域の医療機関において、院内感染が発生した場合、必要に応じ支援、助言等を行う。また、地域で対応できない事例については、国（院内感染中央会議、国立感染症研究所、国立国際医療センター等）との連携を図り対処する。
- 6) 県内医療機関等関係者への研修会等を開催する。
- 7) 院内感染の専門家を育成する。

3. 事務局

事業の運営に係る事務局は、社団法人青森県医師会に置く。

4. この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議して定める。

附則

この要綱は、平成15年12月10日から施行する。